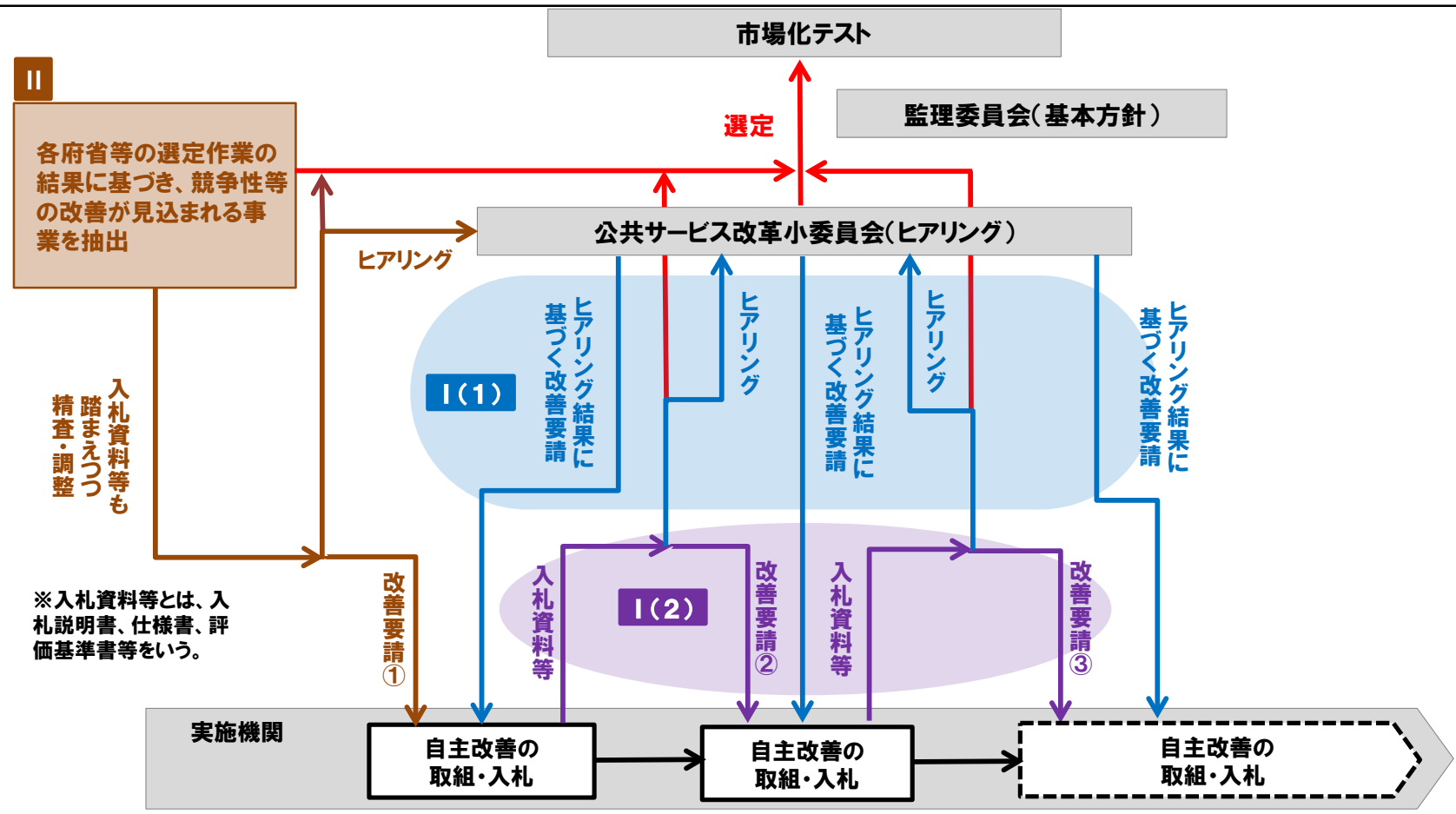


- I. 「令和4年度 公共サービス改革法の対象事業の選定結果等について」(令和5年4月13日公表)中の「令和5年度以降のヒアリング対象候補事業一覧(改善を要請する事業)」に掲げられた37事業について、フォローアップを行い、必要に応じてヒアリングを実施する。
  - (1) 過年度にヒアリングを実施したものの1事業、(2) 未実施のもの36事業
- II. 各府省等への選定作業依頼の結果を元に新たな対象事業候補を抽出し、ヒアリング又は改善要請を行う。改善要請を受けたものは、次年度以降、上記 I の対象とする。



※自主改善の取組により競争性等の改善が認められた事業はリストから除外し、その後の改善要請は行わない。